

ごあいさつ



日本鋳物中子工業会
会長 小澤 俊孝

令和と言う新しい時代に入り、3年目を迎えました。想定以上に世界情勢の変化のスピードを感じているのは私の年齢のせいだけではないと思っております。このような状況の最中に、新型コロナウイルスの感染が拡大して、世界中が困惑している現状です。しかし、このような現状とは関係なく時間は確実に過ぎていきます。いつまでも悩んで静観している時間は無いと思っております。100年に1度の大きな時代の変革期とよく言われています。これを従来の下請け感覚から脱却する大きなチャンスだと捉え、中子工業界が日本の鋳造業界の発展に貢献できるコアパートナーと成れるように、技術の進化とサービスの向上に尽力すべき時ではないでしょうか。これは容易なテーマではありません。しかし、会員、賛助会員の皆様方と共に、今の大きな危機感の中にも希望を持ってこのテーマに取り組んで前に進むべき時期であると感じております。そして又、今私達の業界は全国的にも世代交代が盛んであり、次世代を担う皆さんにとって希望と夢を描ける方向性を導き出すヒントにもなります。このテーマにその重要性を感じます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念致しましてごあいさつとさせていただきます。

日本鋳物中子工業会 会長 小澤俊孝

コロナ禍で常任理事会オンライン化！

昨年は通常であれば、2020年3月に行われる常任理事会が、コロナの影響で延期が続き実施できない状況であったが、6月25日にオンライン上での開催となった。

初めての試みにも関わらず、問題なく会議が進行され有意義な話し合いが行われた。各地の近況報告や総会のオンライン化を検討した。例年であれば名古屋での開催であるが、オンライン開催することで東北や九州など遠距離からの移動もなく負担が軽減されたという意見もあった。また一方でデジタルに慣れていない為、顔を突き合わせて話し合いをしたいという意見もあり、今後は場面に合わせて使い分けが必要になってくる。



オンラインでの常任理事会風景

第27回日本鋳物中子工業会 定時総会

2020年10月23日(金)第27回定時総会が行われました。今年はコロナ禍の為、ウェブミーティングという形になりました。出席正会員数20社23名、出席賛助会員数7社12名、35名の方が参加され全ての議案が可決されました。(委任状受理数29社)

総会では、事業報告および決算報告、事業計画および予算案、会則の変更が承認されました。これら資料は日本鋳物中子工業会の会員専用ページにて閲覧できるようになっています。初めての試みとなったオンラインでの総会も無事終えることができ会員の皆様感謝しています。

総会での来賓挨拶紹介(日本鋳造協会 鈴木晴光様)

新型コロナの影響が色々出てきており、活動も十分に出来ていないのかと思います。鋳造協会も原則中止となっておりますので、オンラインでの活動になっています。鋳造業界でも前年対比6割減、地域によっては2割程度の仕事しかないという所もあったと思います。自動車関係は回復傾向にありますが、建機や工作機械がまだ戻っていない状態です。非常に低迷しております。鋳物と中子は運命共同体と思っていますので、お互いに協力をしていこうと思っています。いち早く前年、前々年に追いつくようにと思っています。政府や鋳物議連に要望書を出している状況です。中小企業庁では支払条件の向上を議論頂いています。少しづつ良い方向になっていると思います。公正取引委員会の120日以内の手形をもっと短縮すべき、現金決済という要望もしており検討会の報告では手形は60日にすべきだと議論が進められています。今後とも協力して取り組んでいければと思っています。

「鋳型製造業」の外国人技能実習制度について

①「鋳型製造業」も「技能実習生」を呼ぶことができるようになりました。以前はこの制度を管轄する国の外郭団体が国際人材協力機構：JITCO(ジツコ)でしたが、外国人技能実習機構 <https://www.otit.go.jp/> :OTIT(オーティーアイティ) に変わったため、JITCOでの制度ではできなかった「鋳型製造」の業種がOTITでは「鋳造職種」として技能実習制度を活用できるようになりました。

②<実習期間3年間>

1年目：技能実習1号基礎級の試験を経て2年目以降の2号に移行できる。
2年目・3年目：技能実習2号は3年間で帰国
4年目・5年目：技能実習3号「鋳型製造業では溶解炉を持たず注湯作業ができない」ため3号には移行できず、3年間しか滞在できません。

③「鋳型製造業」の職種は「鋳造職種」

技能実習制度 職種一覧・・・この表に記載のある職業だけ技能実習生制度を活用できます。 <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200717-5.pdf>
「鋳造職種」には「鋳鉄鋳物鋳造作業」と「非鉄金属鋳物鋳造作業」の2作業があります。
<https://www.otit.go.jp/files/user/180829-611.pdf> <https://www.otit.go.jp/files/user/180828612.pdf>

④「鋳造職種」として申請する際には

「鋳型製造業」を「鋳造職種」として申請する際には鋳型製造業以外の様々な仕事内容を整理し「業務」として教える準備をします。この鋳造職種には「安全衛生業務」として「安全衛生教育」を受けさせ、「保護具の着用と服装の安全点検作業」や「安全装置の使用等による安全作業」などを行う必要があります。

また「関連業務」として「後加工(バリ取り、穴あけ、研磨等)作業」や「検査(外観、寸法、材質、強度、非破壊、内外欠陥等)作業」、「鋳造用機械：器具の管理作業」、「木型・金型の保守・管理作業」があります。

「周辺業務」として「原材料等の運搬作業(工場内)」、「加工部品及び製品の組み立て作業」、「製品(部品)の梱包・出荷作業」などがあります。このような「安全衛生業務」「関連業務」「周辺業務」をしっかり教えることにより、鋳型製造だけの単純作業を行っているのではなく、技能実習制度に従った鋳造職種の作業を教えていることになり、鋳造職種として技能実習生制度を活用できます。

⑤<受け入れる際の注意点>

受け入れられる会社の業務にあった申請を行い、実習計画もその会社に合わせたものになりますのでそれぞれの状況に合わせてものを作り、しっかりと記録を取り実習を行わせなければなりません。

実際に受け入れた後は外国人技能実習機構の監査があり、ここで不正行為が見出された場合は受け入れ監理団体に迷惑が掛かるだけでなく、その組合に加盟しているすべての会社様に迷惑が掛かるようになってしまいますので、まじめにしっかりと管理しなければなりません。

以上が「技能実習制度」の説明です。※詳細は監理団体として受け入れ業務をされる受け入れ組合様にお聞きください。

⑥<「特定技能制度」とは>

昨年から動き出した「特定技能制度」とは上記の外国人技能実習生として3年間滞在できた人に与えられるもので、その後5年間滞在できる資格です。

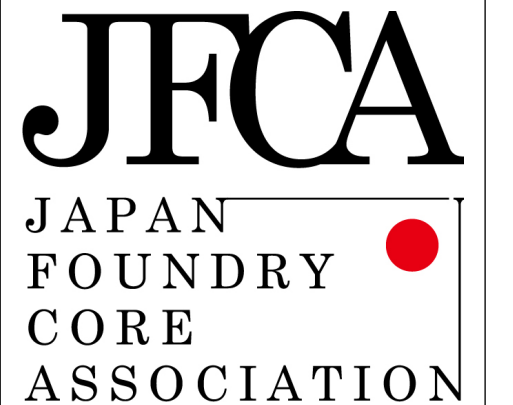
この資格を決める際に、日本鋳造協会の働きかけで素形材産業(中子)も「特定技能制度」に含まれることになりました。そして、鋳型製造業(中子を含む)と標記されることになりました。

経済産業省 素形材室 特定技能制度

<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190315003/20190315003.html>

しかし、この「特定技能制度」は申請に多くて手間とお金が掛かるため初年度で34万5千人がこの制度で入国する予定でしたが、いまだ数千人しか使われていません。また就職後別の企業に自由に移れるため、せっかく手間を掛け、お金を掛けて呼んだものの給料の良いところに移ってしまうかもしれません。

日本鋳物中子工業会ロゴ
・2020年9月1日よりホームページがリニューアルしたのに伴い日本鋳物中子工業会のロゴを作成しました。



◆編集後記◆ 事務局より
□宣伝広告等
□会員の皆様の情報・ご意見・ご希望お待ちしております。



日本鋳物中子工業会ホームページ